

平成 28 年 5 月 10 日

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域  
都市再生緊急整備協議会会議  
大阪駅周辺地域部会 構成員 各位

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域  
都市再生緊急整備協議会会議  
大阪駅周辺地域部会 部会長  
大阪市長 吉村 洋文

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議  
大阪駅周辺地域部会 書面表決について（依頼）

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記地域部会を、書面表決にて開催させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、別添議案に対する書面による賛否回答を、平成28年5月27日迄にご返信いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 議 案

〔国土交通省国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

- (1) 平成 28 年度事業スキームについて
- (2) 平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画について
- (3) 「平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業による事業委任先と成果物  
帰属先（保有主体）一覧について

以上

(事務局) 大阪市都市計画局企画振興部 うめきた整備担当  
担当：福永・住吉  
TEL：06-6208-7838  
FAX：06-6231-3751  
[E-mail：a-fukunaga@city.osaka.lg.jp](mailto:a-fukunaga@city.osaka.lg.jp)

## 【議案】

〔国土交通省国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関して〕

- (1) 平成 28 年度事業スキームについて
- (2) 平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画について
- (3) 「平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業による事業委任先と成果物  
帰属先（保有主体）一覧について

## 【説明】

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会における国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業の事務局会社である阪神電気鉄道株式会社により別添のとおり依頼があったので、協議会規約第 12 条の規定に基づく「書面表決」の方法により、下記の内容について、ご審議賜るようお願い申し上げますのものである。

### 記

国際競争力強化促進事業制度（平成 28 年 4 月 1 日国都官第 35 号）における「国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業」を活用し、平成 28 年度に大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議・大阪駅周辺地域部会において実施する事業について、梅田地区エリアマネジメント実践連絡会（阪神電気鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、一般社団法人グランフロント大阪 TMO）において、別紙 1 の「平成 28 年度事業スキーム」を定め、別紙 2 の「平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画」の通りとりまとめを行った。

また、本事業の実施主体及び整備された成果物については、原則として実施主体である大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会（以下、協議会）が実施、保有することとなるが、協議会が任意団体であることを踏まえ、事業の委任先及び成果物の帰属先（保有主体）を別紙 3 のとおり決定する。

なお、協議会構成員以外に帰属させる成果物については、成果物帰属先から、国際競争力強化促進事業費補助金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日国都官第 35 号）による補助交付の目的に従い、適切に管理する旨の確約を事務局会社が確認する。

本件については、国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に関する申請手続きの規定において、「書面表決」の手続きを経ることを定めており、協議会規約第 12 条の規定に基づき、ご審議賜るようお願い申し上げますのものである。

以上

大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域都市再生緊急整備協議会会議  
大阪駅周辺地域部会（書面表決）

議 案〔国土交通省 国際的ビジネス環境等改善・シティセールス支援事業に  
関して〕

(1) 平成 28 年度事業スキームについて

承諾する

承諾しない

(2) 平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画について

承諾する

承諾しない

(3) 「平成 28 年度国際競争力強化促進事業計画」記載事業による事業委任先  
と成果物帰属先（保有主体）一覧について

承諾する

承諾しない

役 職 等	
ご 芳 名	